

令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第13回）

◆開会年月日	令和7年7月16日（水曜日）				
◆開催の場所	第3委員会室				
◆出席委員	佐藤利器	委員長	木村忠義	委員	
	堀込彰二	副委員長	矢部正平	委員	
	森 覚	委員	吉岡 健	委員	
	中島綾菜	委員	斉藤雄二	委員	
	平山杏香	委員	松井優美子	委員	
◆欠席委員	なし				

◆協議事項 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

◆議事内容

午後1時27分開会

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

「反問権の導入について」は、他自治体への視察を提案されている草加自民党・無所属の会に調査事項、視察先について意見をまとめておいていただくようお願いしていたので、その報告を受けた上で、今後の取り扱いについてご協議いただきたい。

※「同規模自治体で反問権を導入している福島市議会では、福島市議会基本条例運用基準において、例えば、『反問は、質問時間に含めるが、反論は、質問時間に含めない。』、『答弁者は、答弁に先立ち通告議員に問いかける形で反問を行い、通告議員からの回答を確認の後、引き続き答弁を行う。』、『この間は、残時間表示の時計を止める。』など、反問権の詳細なルールを定めている。反問権を導入するのであれば、具体的なルールを定めたほうがよいため福島市議会へ視察に行きたい。」<松井委員>

※「草加自民党・無所属の会から、福島市議会へ視察に行きたいとの意見があったが、各会派から意見を伺いたい。」<佐藤委員長>

※「提案から時間が経っているため、なるべく早く結論を出したい。新しいことを行うときに慎重になるのは当然だと思うが、反問権の導入が決定していない状況で詳細なルールについての視察は不要。」<吉岡委員>

※「福島市議会基本条例運用基準の内容は、令和7年5月14日の議会運営委員会で議会事務局から説明を受けた内容がまとめられたものに似ている。まずは反問権を導入する、しないの結論を出す方がよいと考えるため、現段階での視察は不要。」<森委員>

※「松井委員が言った内容ならば、視察を行うとしてもオンライン視察でよいのではないか。」<斉藤委員>

※「提案から時間が経っているので、視察よりも反問権を導入する、しない等の議論に時間をかけたほうがよいのではないか。」<中島委員>

※「各会派から意見を伺ったが、議会運営委員会として視察に行かないのであれば会派として視察に行き、その結果を議会運営委員会で報告するのでそれ

まで待つてほしい。提案から時間が経っていると言うが大事なことを決めるときは関係ない。議会運営に支障が出る方が問題である。待てないのであれば、草加自民党・無所属の会は反問権の導入に賛成できない。」

＜松井委員＞

※「草加自民党・無所属の会から、会派で視察に行きその結果を報告するまで待つてほしいという意見があったが、各会派から意見を伺いたい。」

＜佐藤委員長＞

※「待つ。」＜吉岡委員＞

※「待つ。」＜森委員＞

※「待つのはよいが、会派での視察はいつ頃行くのか。」＜斉藤委員＞

※「今年中に報告できるよう、視察時期を考えている。」＜松井委員＞

※「待つても構わない。」＜中島委員＞

※「草加自民党・無所属の会として視察に行くということなので、議会運営委員会としてはその結果報告を受けてから協議するというところでよいか。」

＜佐藤委員長＞

※「それでよい。」＜全委員＞

→ 草加自民党・無所属の会から視察結果の報告を受けた上で、検討事項「議会改革について」反問権の導入について検討することを決定。

午後1時42分閉会

◆配付資料 ・ 議会運営委員会協議事項

議会運営委員会協議事項

令和7年7月16日（水）
午後1時30分 第3委員会室

1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

「反問権の導入について」は、他自治体への視察を提案されている草加自民党・無所属の会に調査事項、視察先について意見をまとめておいていただくようお願いしていたので、その報告を受けた上で、今後の取り扱いについてご協議いただきたい。

【令和7年6月16日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・ 無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問趣旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	反問権を導入している他自治体への視察を実施し、調査したい。反問権を導入する場合、ルールを定めた方が良い。	①～④	④	①～④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他		①、② ③は他会派の意見を聞きたい。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等		①～③ ※その他はまだ決まっていない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間を含む		①	まとまるところで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他		①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問趣旨確認】自席 ②その他		流れとしてスムーズな場所。	まとまるところで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他		議会改革特別委員会で検討事項となっている議会基本条例の協議次第。	①	①	①